

令和3年4月

射水市議会臨時会議案説明書

議案第 35 号

令和 3 年度射水市一般会計補正予算（第 1 号）

以上 1 議案については、別途説明につき説明省略

議案第36号

射水市フットボールセンター整備工事請負契約について

(説明)

令和3年4月15日に制限付き一般競争入札に付した射水市フットボールセンター整備工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項(別表第3)、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条)。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工期
建築一式 工事、土 木一式工 事	1,196,800,000円 (うち消費税等 108,800,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	佐藤工業・牧田組・四方組射水市 フットボールセンター整備工事共 同企業体 代表者 富山市桜木町1番11号 佐藤工業株式会社北陸支店 常務執行役員支店長 金子 政史 構成員 射水市庄西町一丁目18番33号 株式会社牧田組 代表取締役社長 牧田 和樹 構成員 射水市作道685番地2 株式会社四方組 代表取締役 四方 正江	契約締結の日 ~ 令和4年3月18日

報告第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

専決処分数 2 号

射水市市税条例等の一部改正について

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 個人住民税の住宅ローン控除の見直し

所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例措置の延長措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者について、所得税から控除しきれなかった額を個人の市民税から控除する期間を延長する。

(2) 固定資産税の負担調整措置及び特例措置の見直し

土地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、下落修正措置を含め土地に係る負担調整措置の仕組みを継続する。そのうえで、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、令和2年度の税額に据え置く。

(3) 軽自動車税の環境性能割及び種別割の見直し

ア 自家用乗用車取得時に課税される環境性能割を非課税とする特例措置の適用期限を9月延長する(令和3年12月31日まで)。

イ 燃費性能等の優れた軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置を2年延長する(令和5年3月31日まで)。

(4) その他地方税法の改正等に伴い必要な規定の整備

字句の改正、引用条項の改正等を行うもの。

2 施行期日

令和3年4月1日